○国土交通省告示第四百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
栃木市都賀町木字北寺二三八三番三から同市都賀町大橋字古嶺五九九番三まで	前	最大 九四	一、一九二
		最小 三六	
	後	最大 四八	
		最小 三六	

○国土交通省告示第四百十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
四日市市中村町字広ケ谷一〇三一番二から同市中村町字広ケ谷一〇二一番三まで	前	最大 一四九	七〇
		最小 四三	
	後	最大 一四九	
		最小 四三	

○国土交通省告示第四百十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年二月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山一一五六番一七九から同県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山一一五六番一八○まで	前	最大 二四八	二六
		最小 一四三	
	後	最大 二四八	
		最小 一四三	

○防衛省告示第四十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年二月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒

(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。